



資料1

# 知的財産戦略ビジョン に関する専門調査会

## データ・AIについて

2019年3月

内閣府知的財産戦略推進事務局

第7回（7/24）：公表・拡散及び反響、今後の進め方

第8回（9/12）：価値をデザインするマインドを高めるための仕組み①

第9回（11/16）：価値をデザインするマインドを高めるための仕組み②

第10回（12/18）：価値をデザインすることを応援する人に関する仕組み

第11回（2/5）：ブランドの活用について

第12回（3/19）：データ・AI、これまでの議論の整理

（本日前半）

（本日後半）

第13回（4/19）：これまでの議論のまとめ

## 「価値デザイン社会」への挑戦 ～ 夢×技術×デザイン=未来 ～

### － 価値デザイン社会 －

経済的価値にとどまらない多様な価値が包摂され、そこで多様な個性が多面的能力をフルに発揮しながら、「日本の特徴」をもうまく活用し、様々な新しい価値を作って発信し、世界の共感を得る

#### ①脱・平均とチャレンジ

尖った人、チャレンジする人や組織が我が国から生まれるとともに、世界から集まる

#### ②分散と融合

個人が有する複数の能力・アイデアを、プラットフォームを通じて他人の能力・アイデアと適切に組み合わせ、新しい価値を生む

#### ③共感・貢献経済

日本の社会、文化、方向性に共感を持つ海外の理解者、「ファン」を積極的に受け入れる

個々の主体の強化

組み合わせの仕組み

国全体のブランド化

価値をデザイン  
する人に関する  
仕組み

価値をデザイン  
することを応援  
する人に関する  
仕組み

第7, 8, 9回

第8, 10回

第11回

価値をデザインする  
マインドを高めるため  
の仕組み

枯れた技術の  
水平展開

共感をブランド化し  
力学として活用  
(クールジャパン含む)

第9回

第10回

尖った人の活躍  
・尖った人をリスペクトする仕組み  
・失敗を適正に評価する仕組み

アート・ビジネス・  
サイエンスの融合

第9回

価値をデザインする人と  
コミュニケーションし  
見分ける「目利き」

本日前半  
の議題

データ・AI

本日後半  
の議題

第13回予定

「価値デザイン社会」を実現するための知財に関連するシステムをデザイン

- 「データ」は、需要が主導する社会において、「価値デザイン」をしていくにあたり、新しい発見や発想のきっかけとなり得る。また、共感を得てそれらが実際に価値となるかどうかを見極めるためにも有益。
- そうした「データ」は、AIにインプットするデータを含め、大量に集積することで価値デザインにつながることもあり、データの利活用については、できるだけオープンであることが望ましい面がある。
- ただし、あらゆる「データ」が当然にオープンであるわけでもなく、特定のデータセットが、それ自体で価値を有することはあり、それが営業秘密である場合や、商業用のデータセットとして契約当事者間のみで扱われる場合など、不正競争防止法上の救済が可能となっている。（後者については、平成30年改正で追加）
- 一方、AIをより進化させるためには大量の学習データの読み込みが必要であるため、個々のデータに著作権の主張を認めてしまうと、AIの活用を阻害することにも配慮して、それらデータについては、直接的に表現を楽しむものではない点に着目して、個別の著作権を制限する措置を行っている。（平成30年改正）
- また、データについて「オープン」という場合においても、
  - i) あらゆる人にオープン
  - ii) 一定のコミュニティの中でオープン
  - iii) 特定の契約当事者間でのみオープンなど、様々なケースがあり得る。
- 例えばOSSのソフトのように、何等かのコミュニティでの自由な利用を念頭に置いているケースがあるが、それがそのメンバーによって当初想定されなかったような使われ方をすることによって、大きな利益が生まれ、その分配をめぐる争いになることも考えられる。

○AIは、そもそも使われれば使われるほど賢く、精緻になっていく傾向があり、実際にオープンに提供されているAIも多い。

○こうした場合においても、データの場合と同様に、当初想定していた使い方を超えてそのAIが使われることによって大きな利益や発明が生まれ、利益や権利の分配をめぐる争いになることも考えられる。

○AI創作物については、平成29年の「新たな情報財検討委員会報告書」では、

- ・利用者に創作的寄与等が認められれば「AIを道具として利用した創作」と整理でき、当該AI生成物には著作物性が認められ、
- ・利用者が（創作的寄与が認められないような）簡単な指示を入力した結果出力された生成物はAIが自律的に生成した「AI創作物」と整理でき、現行の著作権法上は著作物と認められない、としている。（P8参照）

○特許制度においては、特許の対象となる発明について「人が創作」したものであることを求めているが、実際にどのようにその発明に至ったかについて明らかにすることは求めている。AIのみで行った部分と人が関与した部分を明確化するための仕組みが必要となるか？

（参考）平成28年度の「AIを活用した創作や3Dプリンティング用データの産業財産権法上の保護の在り方」報告書

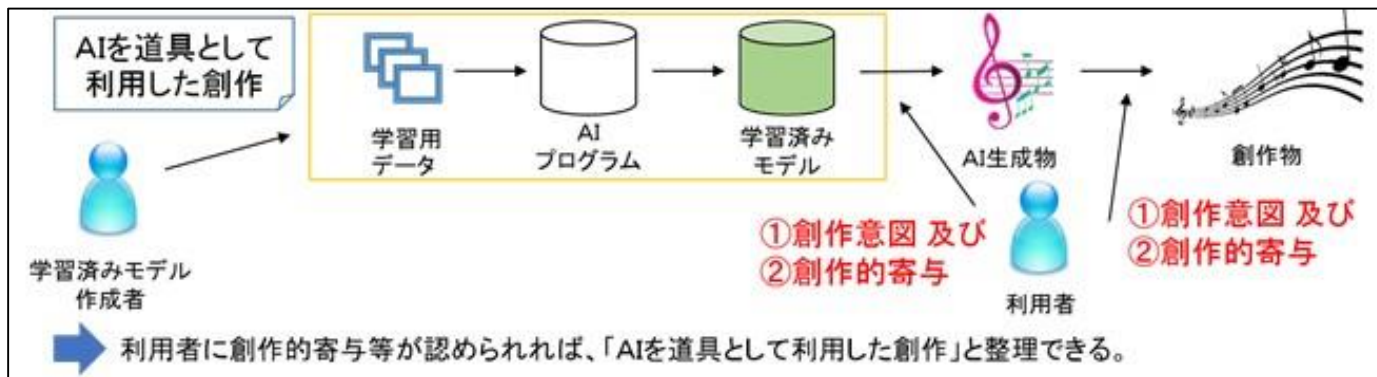
・AIを活用した創作については、人がAIを創作のための道具として利用した場合であれば、現行制度上で保護され得る。また、AIによる自律的な創作が行われた場合については、現行の特許法は、発明者が自然人であることが前提であることから、その創作物は保護の対象とならない。技術の発展にも考慮しながら、引き続き検討する必要がある。

（注）現在政府で検討されているAI社会原則、AI戦略においては、AIに関連する知的財産の仕組みについても今後の検討項目としてスコープに入ってくる可能性がある。

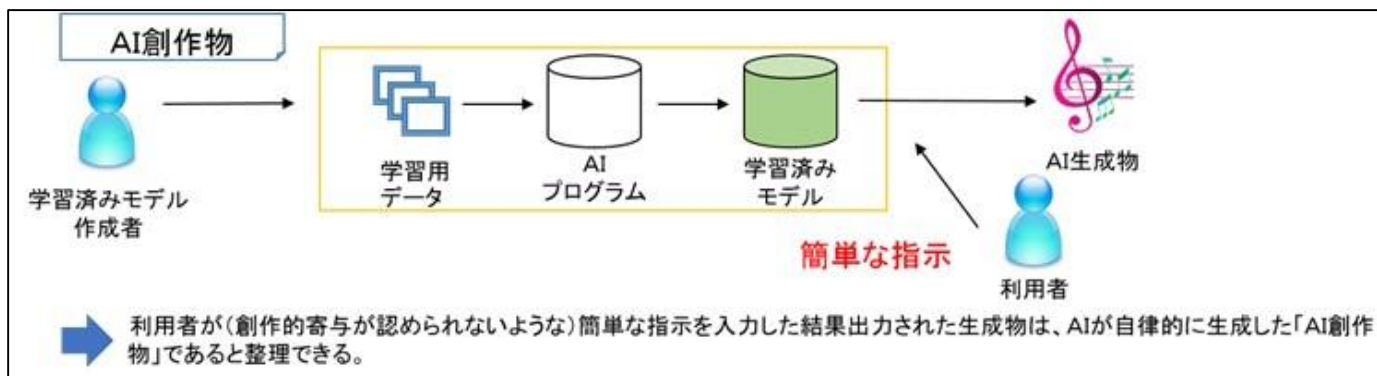
- データのオープンネスについて、価値デザインを促進する観点から何等かの望ましい仕組み、ルールなどはあるのか、当事者に任せることでよいのか？
- 一定のコミュニティでオープンであったデータやAIが、そのコミュニティに参加した人によって当初想定しなかったような使い方をされ、大きな利益を得たような場合、
  - 後から何等かの分け前（や権利、名誉）などのrewardをデータやAIの提供者が求めることを可能にするようなことが必要か？
  - OSSのように活用されたことで貢献したことについての満足感を得るということでよいのか？
  - 引用の場合のように出典を示したり、使ったAIツールを明記すればよいのか？データの引用となると、引用元が膨大になる可能性もあり、どう処理すればよいのか？
  - こうした展開こそがイノベーションなのであり、そもそも何ら配慮する必要はないのか？
- コミュニティ外の人である場合はどうか？
- AIを活用して生まれた発明について、純粹に人が創作したものと比較してその権利の範囲や程度において何等かの配慮をする必要があるか？ 必要であるとすれば、AIのみで行った部分と人が関与した部分を明確化するための仕組みが必要となるか？

- GDPRについて、日本はどのようなスタンスをとるべきかの議論が必要。
- 医療や個人情報などの個別の議論も大事だが、全体について、どのような仕掛けにするのかを議論したい。どのようなことを原則として、どのような場合に例外のルールが必要になるのか。
- AIが創作したものについて、どうするかの議論をしたい。何らかの権利を与えるのか、どのような要件の場合に与えるのか。AIを作った人には何かを与えるのか。
- 知財ビジョンに共感を得て、データをできるだけ自由にするという考え方ベースで合意を得て、その次にルールの話になる。
- ローカライゼーションや移転規制を低くする方向の施策が必要。
- AIに委ねた方が効率がよく幸せになるという価値観の未来と、AIは意思決定するための補助であるという価値観の未来と、2つがある。
- データを共有化して、死蔵させないことが、日本にとって最も得策ではないか。
- 積極的な米国と慎重な欧州との間で、日本はバランスの取れたものを打ち出すのではないかと世界が期待している。
- 必ずしも価値のために集めていないデータもある。先にデータがあって、後から価値になることもある。
- データでビジネスをすることと、データはオープンにということは、一見矛盾するが、どう対応していくのか。





AI生成物を生み出す過程において、学習済みモデルの利用者に創作意図があり、同時に、具体的な出力であるAI生成物を得るための創作的寄与があれば、利用者が思想感情を創作的に表現するための「道具」としてAIを使用して当該AI生成物を生み出したものと考えられることから、当該AI生成物には著作物性が認められ、その著作権者は利用者となる。



一方で、利用者の寄与が、創作的寄与が認められないような簡単な指示に留まる場合（AIのプログラムや学習済みモデルの作成者が著作権者となる例外的な場合を除く）、当該AI生成物は、AIが自律的に生成した「AI創作物」と整理され、現行の著作権法上は著作物と認められないこととなる。